

内部統制制度について

法改正の概要

- 平成29年6月9日に地方自治法等の一部が改正され、
- ・都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備すること
 - ・方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出すること 等が定められた。(令和2年4月1日施行)

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」の概要

【内部統制制度の主な取り組み内容】



内部統制に関する方針の策定・公表

内部統制に関する方針とは、各地方公共団体における内部統制についての組織的な取組の方向性等を示すものであり、長は、これを策定及び公表しなければならない。

各地方公共団体において、団体ごとの状況や課題、運営方針、過去の不祥事、監査委員との意見交換等を踏まえて検討を行った上で、必要と思われる事項を記載するべきもの。

全庁的な体制の整備（北九州市の体制）

◎内部統制の整備及び運用の最終責任者：長

◎内部統制を推進する部局（関係課で構成する推進プロジェクトチーム）

- ・地方公共団体として取り組むべき内部統制について検討する。
- ・内部統制に関する方針の策定の実務を補助し、当該方針に基づき内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進する役割を担う。

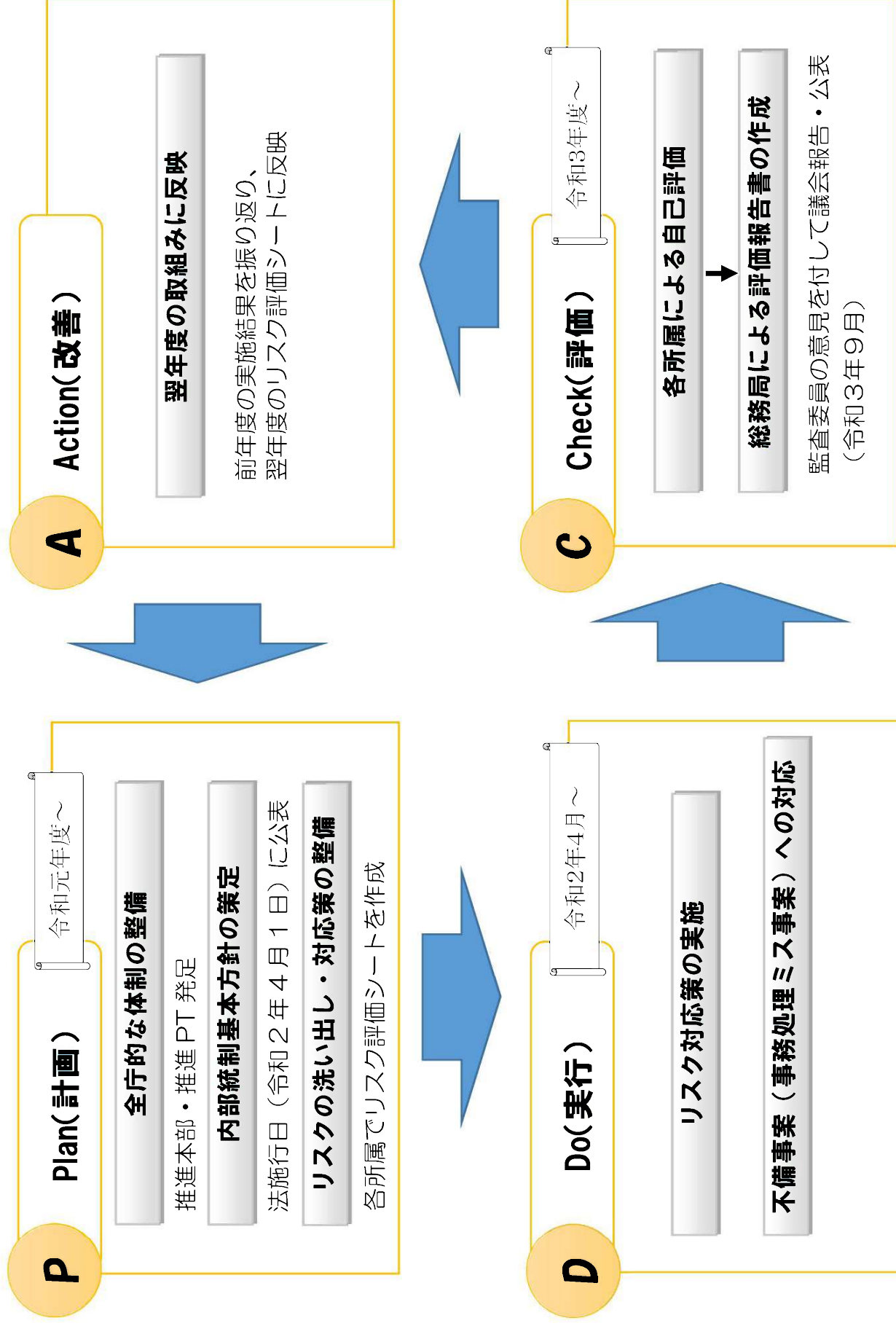
◎内部統制を評価する部局（行政経営課）

モニタリングの一環として内部統制の整備状況及び運用状況について独立的評価を行うとともに、内部統制評価報告書を作成する役割を担う。

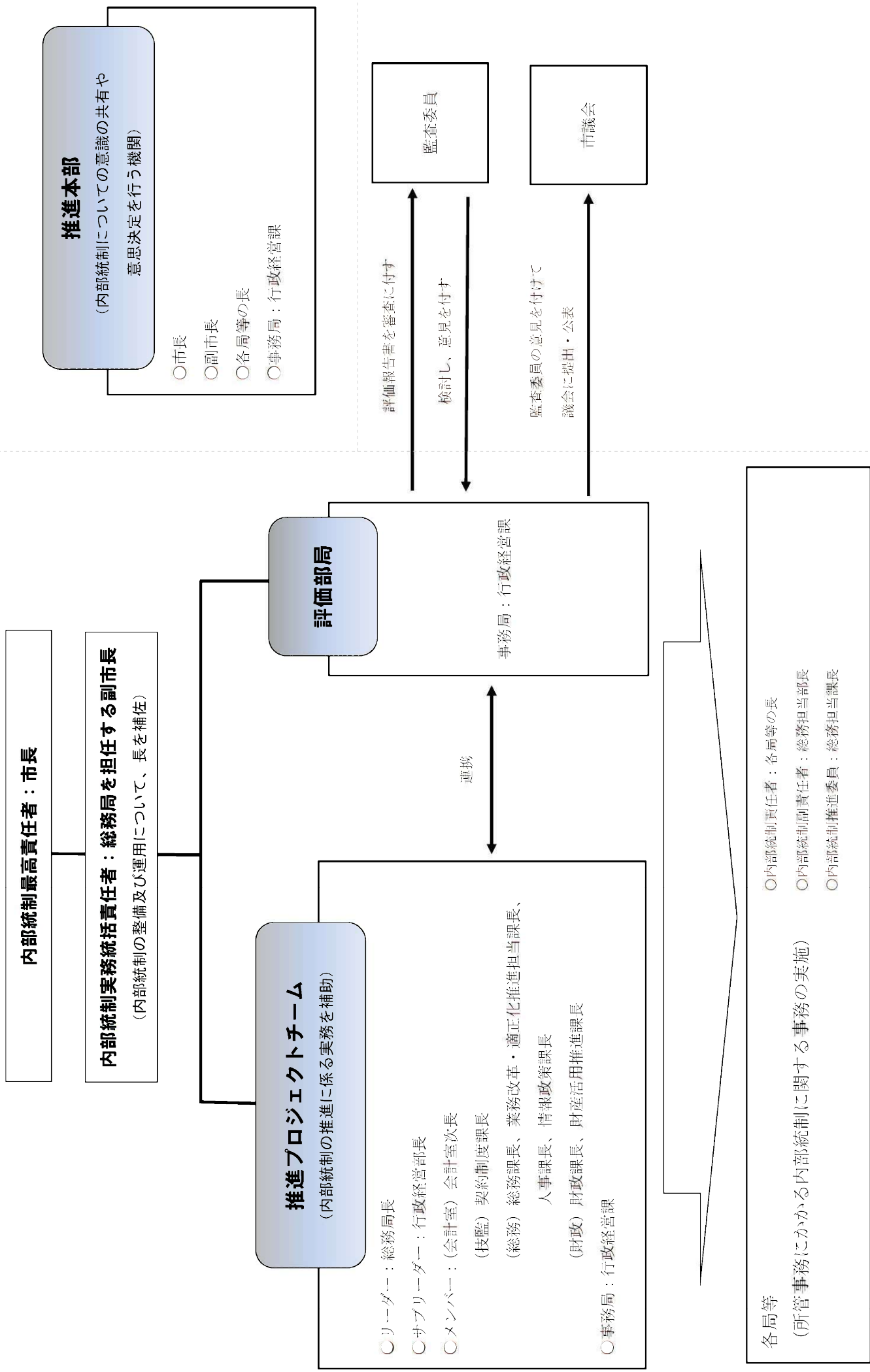
◎内部統制に関する会議の役割等について（推進本部）

内部統制についての長の意識を共有するため、長を議長とする局長級の会議などを設置する。

内部統制制度の取組の流れ



【内部統制制度 実施体制】



北九州市内部統制基本方針(案)

北九州市は、「人と文化を育み、世界につながる、環境と技術のまち」を目標に掲げ、市の基本構想・基本計画である「元気発信！北九州」プランの着実な実行に取り組んでいます。この実現にあたっては、市民の皆様から信頼される市政を運営することが不可欠であり、その信頼を確保するためには、内部統制が機能している組織であることが重要と考えています。

そこで、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、財務に関する事務その他総務省令で定める事務について、内部統制の目的である①業務の効率的かつ効果的な遂行、②財務報告等の信頼性の確保、③業務に関わる法令等の遵守、④資産の保全を達成するため、内部統制体制の整備及び運用に関する基本方針を次のように定めます。

1 業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行を確保するため、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるよう事務手順の標準化・明確化を行います。

2 財務報告等の信頼性の確保

財務報告等の信頼性を確保するため、それぞれの業務プロセスにおいて、正当な手続きに基づき、情報の適切な保存及び管理を行います。

3 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令等を遵守するため、職員一人ひとりが根拠法令等を理解し、事務を執行します。

4 資産の保全

資産の保全のため、市が保有する資産の現状等を的確に把握し、資産の取得、使用及び処分に関して正当な手続き及び承認の下に行います。

この基本方針に基づき、上記4つの目標の達成にむけて実効性を高めるため、内部統制体制を整備・運用し、評価を行います。なお、評価結果について、評価報告書を作成し、公表します。

令和2年4月1日

北九州市長 北橋 健治

◆改正地方自治法第150条

(財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等)

第百五十条 都道府県知事及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下この条において「指定都市」という。)の市長は、その担任する事務のうち次に掲げるものの管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な体制を整備しなければならない。

- 一 財務に関する事務その他総務省令で定める事務
 - 二 前号に掲げるもののほか、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として当該都道府県知事又は指定都市の市長が認めるもの
- 2 (略)
 - 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項若しくは前項の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 都道府県知事、指定都市の市長及び第二項の方針を定めた市町村長(以下この条において「都道府県知事等」という。)は、毎会計年度少なくとも一回以上、総務省令で定めるところにより、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成しなければならない。
 - 5 都道府県知事等は、前項の報告書を監査委員の審査に付さなければならない。
 - 6 都道府県知事等は、前項の規定により監査委員の審査に付した報告書を監査委員の意見を付けて議会に提出しなければならない。
 - 7 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
 - 8 都道府県知事等は、第六項の規定により議会に提出した報告書を公表しなければならない。
 - 9 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の方針及びこれに基づき整備する体制に関し必要な事項は、総務省令で定める。